

労働基準法と 女子・年少者

1948年 3月

労働省婦人少年局

パンフレット NO. 2



労働基準法ニ女子年少者

労働基準法は新憲法の規定するように、労働者が人としての生活をするにふさわしい最低限度のしかもわが國ではじめての世界的労働條件の水準をきめたものです。この法律の中で特に女子や年少労働者に關係のあるおもな點をあげて説明してみましよう。

一、最低年齢、使用許可及び年齢証明書

憲法は「児童を酷使してはならない」と規定しています。子供は来るべき日の日本を擔つて立つ國民であり労働者たちです。これらの若人たちは身心共に發育せかりの時期にあり、若し長い時間、或は有害な業務に従事させるとその健康や教育に非常に悪い影響を及ぼすこととなります。

基準法の規定によれば

満十五才（以下すべて満才を意味します）に満たない児童は、次の例外を除いて、労働者として使用してはなりません。また、十八才未満の者については、その年齢を証明する戸籍証明書を、十五才未満の者については、使用許可証明書を事業場に備えつけないけません。

イ、十四才以上の年少者で義務教育の課程を修了した場合。

ロ、十二才以上の年少者に對して所轄の労働基準監督署長が使用許可証明書を發行した場合。

この証明書は、親権者又は後見人が兒童の就業について同意をし、學校長が修學時間に差支えないことを証明し、労働基準監督署長が許可した場合にのみ發行される。この使用許可証明書は各種の製造業、鑛業、土木建築業、運輸業、ドック、倉庫業等以外の事業で、曲馬、輕わざ、旅館、料理店、娯樂場のように兒童の健康または福祉に有害な業務を除いた場合に限り發行される。(十八歳未満の年少者に對して禁じられている危険有害業務には勿論ついてはならない。)

ハ、十二歳未満の者で所轄の労働基準監督署長から使用許可証明書を受けた者が修學時間外に映画の製作や演劇の事業に従事する場合。

二、未成年者の労働契約

日本では従來、親が年少者に代つて使用者と契約して働かせ、その賃金を自由に受取り、子女を酷使するような弊害が少くなかったのです。

基準法の規定によれば

親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を結んではなりません。親権者、後見人又は所轄労働基準監督署長は、労働契約が未

成年者に不利であると認めた場合には、これを解除することができます。

また、未成年者は獨立して賃金を請求もし受取りもすることができません。親権者又は、後見人は未成年者に代つて賃金を受取つてはなりません。

三、危険有害業務

年少者たちは肉體的にも精神的にもまだ發育の途上にあり、職場の危険にさらされ易いことは過去の経験や調査によつて証明されています。女子もまた特に危険な或は有害な業務から保護される必要があります。

基準法の規定によれば

使用者は十八才に満たない者又は女子を坑内で労働させてはなりません。

十八才に満たない者又は女子を安全及び衛生の立場から設けられた規定に反して危険な業務や重量物を取り扱う業務につかせてはなりません。

十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料もしくは材料又は爆発性、發火性もしくは引火性の原料もしくは材料をとり扱う業務、ごみや粉末をひとくとはせたり、有害ガス、又は有害放射線を發散する場所、又は高温、高壓の場所で行われる業務、その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務につかせてはなりません。また、これらの危険または有害な業務の中には十八才以上の女子が就業してはならないものもあります。

労働大臣の命令で女子及び年少者に禁ぜられた業務の範圍に關してその詳細を知りたい方は附録(A)、「危険有害業務に關する規則」を参照して下さい。

四、男女同一労働同一賃金

日本の女子労働者の平均賃金は男子の半額以下であることを統計は示しています。また男子と同じ種類の仕事に従事している場合でも女子は同等の待遇を受けていません。このような低賃金を受けている労働者群のあることはその當事者たちに對して不當であるばかりでなく、全労働者の賃金を引下げる原因にもなります。

基準法の規定によれば

使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取り扱いをしてはなりません。

女子労働者に對して、生理休暇や所産後の休暇や育児時間が與えられるということを理由にして賃金に差別をつけてはならないのです。しかし、このような特殊の休暇や休業を有給とするか否かについては使用者と労働者の協定によつてきめられることになっています。

五、労働時間と休日

女子や年少者にとつて長時間労働はその健康を非常に害しやすいものです。また、疲労は生産能力を低下し、事故の原因を増すことにもなります。

基準法の規定によれば

女子及び十五才以上の年少労働者（十四才以上の者で義務教育の課程を修了した者を含む）は、次の場合を除き、原則として一日八時間、一週四十八時間をこえて労働させてはならず、十五才未満の児童は修學時間も含めて一日七時間、一週四十二時間をこえて労働させてはなりません。

イ、十八歳以上の女子には、四週間を通じて一週平均四十八時間をこえない限り、特定の日、

または特定の週間に時間外労働をさせることができる。

四、十八歳以上の女子で商店（常時十人以上の労働者を使用する販賣の事業を除く）、劇場、病院、旅館、料理店に働くものは原則として一日九時間、一週五十四時間をこえて働かせてはならない。

五、十八歳以上の女子で特殊日勤労働者として、または交替制によつて従事する鐵道、或は屋內勤務者三十人未満の郵便局における郵便、電信、電話關係の仕事、または婦人警官は原則として四週間を平均して一日十時間、一週六十時間をこえて働かせてはならない。

六、十五歳以上の年少者（或は十四歳以上で義務教育の課程を修了した者）が一週間のうち、ある一日を四時間に短縮した場合、一週に四十八時間をこえない限り、他の日に十時間まで働かせることができる。

水、農林、畜産、養蠶または水産の事業、機密の事務をとり扱う者、又は監督或は管理の地位にある者、監視または斷續的労働に従事する者で、労働基準監督署長の許可を受けた場合。

労働法の規 定によれば

十八才未満の年少者には、次の（ト）と（チ）の場合を除き、基本的労働時間以外の就業は禁じられています

十八才以上の女子労働者に對しては、次の場合を除き、労働者の過半数で組織する労働組合、その他の場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定があり、所轄の労働基準監督署長にとり出た場合においてのみ、最高一日について二時間、一週について六時間、一年について百五十時間の範囲内で時間外労働が許されます。

へ、前項（ハ）に該当する場合には協定によつても時間外労働は許されない。

ト、災害その他さけることのできない理由によつて臨時の必要がある場合には労働基準監督署長の許可を受けて時間外労働が許される。

チ、官吏、公吏その他の公務員（法第八條第十六号の事業に従事する者）が公務のために必要のある場合には時間外労働が許される。

労働法の規定によれば

年少者と十八才以上の女子については、次の場合を除き、原則として休日に労働させることはできません。

前通（ホ）及び（チ）の場合。

六、深夜業

試験や調査によると女子や年少者の夜間労働は特にその健康や福祉に有害であるばかりでなく社会的にも悪い影響を及ぼすことを示しています。

基準法の規定によれば

女子と十八才未満の年少者は、次の場合を除き、午後十時から午前五時まで働かせてはなりません。尤も右の時間は、労働大臣が必要と認めた場合は、地域または時期を限つて午後十一時から午前六時までにかえることができます。しかし、交替制によつて働かせる場合は、所轄労働基準監督署長の許可を得て午後十時半まで、または午前五時半から働かせることができます。尚、十五才未満の児童は午後八時から午前五時まで働かせてはなりません。

イ、農林、畜産、養蠶または水産の事業、病院、電話の事業に従事する者。（但し、この場合でも十二歳から十五歳までの者については、児童の生命、健康及び福祉に有害でない輕易な仕事でなくてはならないので、深夜の就業を許可してはならない。）

ロ、旅館、料理店、飲食店、接客業、娯楽場の事業に従事する十八才以上の女子。

ハ、交替制によつて働く十六才以上の少年。

ニ、災害その他さけることのできない臨時の必要がある場合。

七、女子に特殊の休業と休暇

母親とその乳兒の健康や福祉は社會一般の關心事です。生理休暇については、國際労働機關の勸告はもとより、各國の法令にもその先例がないのですが、わが國の現状では事業場における休職率や衛生施設が不備であり、保健上必要な資材にも乏しいので一部の女子労働者にとつては生理時の繼續的な就業が困難なのです。

善法法の規定によれば

妊娠中の女子が請求すれば他の輕易な作業に轉換することができ
ます。

六週間以内に出産する豫定の女子が請求した場合及び産後の六週間は働かせるところができません。但し、産後五週間を経て醫師がその健康に有害でないと認めた仕

事につかせることは差支えないのです。また、産前産後の女子が法の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は無職してはなりません。

生後滿一年にならない乳兒を育てる女子はその乳兒に授乳するため一日二回三十分づつ休憩時間の外に特別の育児時間を要求することができます。

生理日の就業が著しく困難な女子または次の業務に従事する女子は生理休暇を請求することができます。

イ、大部分の労働時間が立業または下肢作業で占められる業務。

ロ、著しく精神的、神経的緊張を必要とする業務。

ハ、任意に中断できない業務。

ニ、運搬その他相當の筋肉的労働を必要とする業務。

ホ、身體の動搖、振動及び衝撃を伴う業務。

これらの業務について使用者は労働者に休憩のために特別の施設を作り、休憩時間を与え、或は生理日に他の有害でない作業に變らせて生理休暇にかえることができます。

産前産後の休暇、育児時間または生理休暇を有給とするか否かは使用者と労働者との協定によつ

てきめることになっています。しかし、五人以上の従業員を使用する事業場に働く女子労働者で健康保険法の適用をうける業務に従事する場合は、分娩費として報酬月額半額、最低三百圓及び産前産後の十二週間（少く共法の規定によつて産後の五週間に上業務に服さなかつた期間）の休業に對し出産手当金として標準報酬日額の六割を支拂われることになっています。尚、健康保険法の適用をうける業種の範圍について詳しいことを知りたい方は厚生省保険局、または各縣の保険課か社會保険出張所へ直接問合せて下さい。

八 寄 宿 舎

從來わが國の寄宿舍制度は、しばしば労働者の自由を蹂躪したり、強制労働の手段となつていました。また、悪條件のもとにおかれた寄宿舍は女子や年少者の健康をむしばむ原因となつていたのです。

基準法の規定によれば

使用者は事業に附屬する寄宿舍に住んでいる労働者の私生活を侵してはなりません。尚、寄宿舍生活に關する規則を作る場合にはその寄宿舍に住む労働者の過半数を代表する者の同意を得た上で、所轄の労働基準監

監督長にとり出る必要があります。また使用者は寄宿舎の施設に關しては安全衛生基準で定められた規定を守り、責任をもつて適當な措置を講じなくてはなりません。

私生活の範圍に屬することは自治的に處理されなくてはなりません。從來、使用者側によつて一方的に任ぜられていた寮長、室長その他の役員は自主的に選任されなくてはならないのです。寄宿舎規則をきめる場合に、外出や外泊について使用者の承認を受けさせたり、教育、娛樂その他の行事に参加を強制するような條項を入れてはなりません。また事業附屬の寄宿舎に住んでいる労働者の面會については、共同の利益を害する場所や時間を除いてその自由を制限してはなりません。

尙、寄宿舎の安全衛生基準については女子及び年少者に密接な關係がありますから、その詳細を知りたい方は附録(B)、寄宿舎安全衛生基準を参照して下さい。

☆ — — ☆

この法律で定められた労働條件の基準は最低のもので、労働關係の當事者はこの基準を理由として労働條件を低下させてはならないことはもとより、その向上をはかるように努めなければなりません——これが労働基準法の強調する原則です。

附 錄

A、女子年少者勞働基準規則拔萃

危險有害業務に關する規則

B、事業附屬寄宿舍規程拔萃

第二章 第一種寄宿舍安全衛生基準

第三章 第二種寄宿舍安全衛生基準

A. 危険有害業務に關する規則

第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満十八歳以上の女子については、様式第五号により、断続作業については四十キログラム、継続作業については三十キログラムを超えない範囲において労働基準局長の定める標準に基き、所轄労働基準監督署長の許可をうけた場合は、この限りでない。

區 分	断 続 作 業		繼 続 作 業	
	男	女	男	女
滿十六才未満	十キログラム	八キログラム	十キログラム	八キログラム
滿十六才以上	二十キログラム	二十キログラム	二十キログラム	二十キログラム
滿十八才未満	三十キログラム	二十キログラム	二十キログラム	二十キログラム
滿十八才以上	三十キログラム	二十キログラム	二十キログラム	二十キログラム

第十三條 滿十八才に滿たない者を就かせてはならない業務の範圍は、次に掲げるものとする。
一 汽罐のふん火その他取扱の業務

- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の掲付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運轉の業務
- 五 アセチレン溶接装置の作業主任者の業務
- 六 映寫機による上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務
- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 卷上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベーターの組立、移動若しくは解體の作業主任者の業務
- 十一 溶融炉、金屬溶解炉又は電氣炉の作業主任者の業務
- 十二 金屬の熱間壓延の作業主任者の業務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者の業務

十四 乾燥室の作業主任者の業務

十五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運轉の業務

十六 動力による軌條運輸機關並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務

十七 動力による巻上機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く）、運搬機又は索道運轉の業務

十八 高壓（特別高壓を含む）電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務

十九 運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導裝置の掃除、注油、検査、修繕又は調帶の掛換の業務

二十 天井走行起重機の玉掛け又は合圖の業務

二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液體燃燒器の點火の業務

二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運轉の業務

二十三 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練の業務

二十四 直徑二十五センチメートル以上の丸の鋸（横びき用のものを除く）又は動輪が直徑

七十五センチメートル以上の帯の鋸における木材の送給の業務

二十五 動力によつて還轉する壓機の金型若しくは切斷機の刃部の調整又は排除の業務

二十六 築車揚構内における軌道車輛の入換、連結又は解放の業務

二十七 軌道内であつて、すい道の内部見透距離四百メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所に

おける單獨の業務

二十八 蒸氣又は壓縮空氣による壓機又は鍛造機械を用いる金屬加工の業務

二十九 動力による打拔機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務

三十 バイレン機を用いる鑄物の破壊の業務

三十一 木工用かなな機、單軸面取機を用いる業務

三十二 岩石鑛物の破砕機に材料を送給する業務

三十三 火藥、爆藥、火工品、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族

ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準する爆發性の物を取扱う作業で爆發の危

険のある業務

三十四 カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で發火の危険のある業務

三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で發火の危険のある業務

三十六 圧縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務

三十七 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務

三十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、苛性酸、アエリンその他これに準ずる有害なもの、ガス、蒸氣若しくは粉じんを發散する場所における業務

三十九 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務

四十 高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務
四十一 丸太足場の組立又は解体の業務、但し、地上における補助作業を除く

四十二 直徑三十五センチメートル以上の伐木の業務

四十三 木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務

四十四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

四十五 ランウウ放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

四十六 多量の高熱物體を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

四十七 多量の低温物體を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

四十八 異常気壓下における業務

四十九 さく岩機、紙打機等の使用によつて身體に著しい振動を與える業務

五十 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務

五十一 病原體によつて汚染のおそれ著しい業務、但し、保健婦助産婦看護婦令により免許を受

けた者及び養成中の者を除く

五十二 酒類醸造の業務

五十三 焼却、清掃又は屠殺の業務

五十四 監獄又は精神病院における業務

五十五 酒席に侍する業務

五十六 特殊の遊興的接客業における業務、但し、昭和二ト四年三月末日までは満十六才以上の者を除く

五十七 前記各号の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務

第十四條 満十八才以上の女子を就かせてはならない業務の範圍は、前條各号の中次に掲げるものとする。

一 第一号及び第二号

二 第四号但し、卷上能力五トン未満のものを除く

三 第十号乃至第十三号

四 第十五号

五 第十八号乃至第二十号

六 第二十二号

七 第二十四号

八 第二十六号

九 第三十八号乃至第三十二号

十 第三十八号乃至第四十三号

十一 第四十六号乃至第四十九号

第十五條 法第五十六條第二項の規定による兒童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については與えないものとする。

一 公衆の娛樂を目的として曲馬又は輕わざを行う業務

二 戸々について又は道路その他これに準ずる場所で、歌謡遊藝その他の演技を行う業務

三 旅館、料理店、飲食店又は娛樂場における業務

四 エレベータ運轉の業務

五 労働基準監督署長が兒童の生命、健康若しくは福祉に危険若しくは有害であると認めた業務

六 その他労働大臣の指定する業務

B. 寄宿舎安全衛生基準

第二章 第一種寄宿舎安全衛生基準

第六條 第二種寄宿舎とは、事業に附屬し労働者を六箇月以上の期間寄宿させる寄宿舎をいう。

第七條 第一種寄宿舎を設置する場合には次の各号の一に該当する場所を避けなければならない。

一 爆發性、發火性、引火性の原料若しくは材料を取り扱う作業場又は多量の易燃性の原料若しくは材料を取り扱い若しくは貯藏する場所の附近

二 竈火を使用する作業場の附近

三 ガス蒸氣又は粉塵を發散して衛生上有害な作業場の附近

四 騒音又は振動の著しい場所

五 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所

六 濕潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所

七 傳染病患者を收容する建物及び病原體によつて汚染のおそれ著しいものを取り扱う場所の附近

第八條 男子と女子とを同一棟の寄宿舎に收容してはならない。但し、完全な區劃を設け且つ出入口を別にした場合には、この限りでない。

第九條 寮舎は地下又は建物の三階以上に設けてはならない。但し、建物の外壁、床、屋根、階段、

及び柱を、市街地建築物法施行規則第一條に規定する耐火構造と爲した場合は三階以上に設けることができる。

第十條 寄宿舎の一種の建築延面積は、六六〇平方メートルを超えてはならない。但し、六六〇平方メートル未満毎について一つの防火壁を設けてある場合には、この限りでない。

第十一條 常時十五人未満の労働者が二階以上の寢室に居住する建物には、各階に通常に配置される容易に屋外の安全な場所に通ずる少くとも一以上の階段を設けなければならない。

労働者が十五人以上の場合には、前項の階段は二以上これを設けなければならない。

第十二條 階段並びにこれと連絡する通路であつて常時には使用しないものについては、これに適當な標示を爲して何時でも避難の用に供することの出来るよう有効に保持しなければならない。

第十三條 寄宿舎の廊下から室外に通ずる出入口の戸は外開戸又は引戸としなければならない。

寄宿舎は、何時でも容易に外部に避難のできるようにしておかなければならない。

第十四條 寄宿舎には、適當且つ十分な消火設備を設けなければならない。

第十五條 寄宿舎には、その清潔を保つ爲に必要な掃除用具を備えなければならない。

第十六條 寄宿舎には、適當な場所に必要数のたんすを備えなければならない。

第十七條 階段の構造は 次の各号の規定によらなければならない。

一 踏面二一センチメートル以上、蹴上二二センチメートル以下とすること

二 勾配を平面に對し四十度以内とすること

三 高さ三・六五メートルを超える場合には、高さ三・六五メートル以内毎に踊場を設けると

四 踊場は長さ一・二五メートル以上とすること

五 蹴込板又は裏板を附けること

六 回り段を設けないこと

七 外側には、高さ八十二センチメートル以上の手すりを設けること

八 幅は内泓一・二五メートル以上とすること

九 各段より高さ一・七メートル以内に障礙物がないこと

建物の外壁に附せられた屋外階段については、第五号及び第八号の規定はこれを適用しない

第十八條 廊下は、片廊下とし、その幅は一・二メートル以上としなければならない。

第十九條 寢室は、次の各号の規定によらなければならない。

一 室の居住面積は、床の間及び押入を除き一人について二・五平方メートル以上とし、一事
の居住人員は、十六人以下とすること

- 二 床の高さは、三十五センチメートル以上とし、寝臺を設けない場合には、敷敷とすること
- 三 天井の高さは二・一二メートル以上とし、且つ天井は小屋組を露出しない構造とすること
- 四 各室に寝具その他の雜品を收納するため、適當な押入又は個別の戸棚を設けること
- 五 寢室の外窓には、少くとも戸戸及び障子又は硝子戸及び窓掛を設けること
- 六 寢室と廊下との間は戸障子、壁類で區劃し、廊下の外部には戸戸又は硝子戸を設けること
- 七 寢室には、その室面積の十分の一以上の有こう採光面積を有する窓を設け、居住面積四平方
メートルにつき十燭光以上の燈火を設けること

八 防寒の爲適當な採暖の設備を設けること

第二十條 蚊帳及び寄宿する労働者の各人に専用の寝具を備え、その枕、きり綿を覆うための内布
及び敷布を備え常にこれを清潔に保たなければならない。

第二十一條 就眠時間を異にする二組以上の労働者を同一の寢室に寄宿させてはならない。但し、
夜警の際、睡眠を妨げないよう適當な方法を講じた場合には、この限りでない。

第三十二條 労働者が昼間睡眠を必要とする場合には、暗幕その他適當な施設をしなければならない。

第二十三條 寢室に居住する者の氏名及び定員をその入口に掲示しなければならない。

第二十四條 常時三十人以上の労働者を寄宿させる寄宿舎には、食堂を設けなければならない。

第二十五條 食堂又は炊事場を設ける場合には、次の各号の規定によらなければならない。

一 食堂と炊事場とは區別して設け、採光と換氣が十分であつて掃除に便利な構造とすること

二 食堂の床面積は食事の際の一人について一平方メートル以上とすること

三 食堂には、食卓及び坐食の場合の外労働者が食事をするための椅子を設けること

四 便所及び廢物溜から適當の距離のある場所に設けること

五 食器、食品材料等の消毒の設備を設けること

六 食器、食品材料及び調味料の保存のために適當な設備を設けること

七 はえその他の昆虫、ねずみ、犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること

八 飲用及び洗淨のために公共團體の水道より供給される清淨な水を充分に備えること。公共團

體の水道より供給を受けられない場合には、公共團體の水質検査を受け、これに合格した水源

の水を備えること

九 直火式炊事の場合には、かまどの周囲二メートル以上に耳り防火構造とすること

十 炊事場の床は土のまゝとせず、洗淨及び排水に便利な構造とすること

十一 汚水及び排物は、炊事場外において露出しないよう處理し衛生上有害とならないようにすること

十二 炊事従業員専用の便所を設けること

十三 炊事従業員には、炊事に不適當な傳染病の疾病にかゝつてゐる者を従事させないこと

十四 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること

十五 炊事場には、炊事従業員以外の者をみだりに出入させないこと

十六 炊事場には、炊事場専用の腥き物を備へ土足のまゝ立入らせないこと

第二十六條 一回に三百食以上又は一日五百食以上の給食を行う場合には、栄養士をおかなければならない。

栄養士は、食品材料の調査、選擇、献立の作成、栄養價の算定、服藥量の調査、労働者の嗜好調査等を衛生管理者及び炊事従業員と協力して行わなければならない。

第二十七條 他に利用し得る浴場のない場合には適當な浴場を設けなければならない。

前項の規定による浴場は、次の各号の規定によらなければならない。

一 脱衣場及び浴室は男女別とすること

二 脱衣場及び浴室には、必要な用具を備えること

三 十分な採光及び照明の方法を講ずること

四 浴室には清浄な水を使用すること

第二十八條 便所は、共同の衛生上の利益のため、次の各号の規定により、且つこれを清潔に保たなければならない。

一 寢室から適當な距離のある場所に設け且つ便房の多數な場合には、分散させること

二 男女用に區別しなるべく建物に間仕切りを設け、その出入通路は別にすること

三 便所の數は寄宿員が百人以下の場合には、十五人について一個、百人を超え五百人以下の場合には、二十人について一個、五百人を超える場合には二十五人について一個の割合とし、男子用小便所は、男子用便所數の三分の二とすること

四 男子用小便所は、一人について幅〇・六メートル以上とすること

五 床及び腰板は、なるべく不透水性の材料を以て塗装すること

六 便所は、汚物が上中に浸透しない構造とし、汚物は適宜に処理すること

七 流水式の手洗い装置を設け清浄な水を十分に供給すること

八 照明のための必要な措置を講ずること

第二十丸條 寄宿人員の數に應じ、適宜且つ十分な洗面所、洗濯場及び物干場を設けなければならない。

傳染性眼疾患患者用の洗面器は健康者のものと區別しなければならない。

第三十條 便所及び洗面所には、共同の手拭を備えてはならない。

第三十一條 寄宿舎に寄宿する労働者及び寄宿舎に使用される労働者については、毎外一回以上健康診断を行わなければならない。

法第五十二條第一項の規定による健康診断を受けた者については、その受けた回数に應じて前項の規定による健康診断は、これを行わないことができる。

第三十二條 前條の規定による健康診断の結果 寄宿舎に寄宿する労働者その他の居住者の衛生上有害であると認められた者を寄宿させ又は使用してはならない。

第三十三條 常時五十人以上の労働者を寄宿させる場合には病室を設けなければならない。

第三十四條 前條の場合には、寄宿舎の衛生管理のため、労働安全衛生規則第十一條の規定による衛生管理者の外に衛生管理者を選任しなければならない。

第三十五條 傳染性の疾病にかゝつた者の使用した寢具その他のもの及び寢室には傳染病豫防法施行規則第五章の規定による消毒を行つた後でなければ他の労働者に使用させてはならない。

第三十六條 法第八條第三号、第六号及び第七号の事業の附屬寄宿舎又は常時十人に満たない労働者を六箇月を超える期間寄宿させる寄宿舎について様式第三号により所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、第八條、第十七條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十五條、第二十六條、第二十七條又は第二十八條の規定はこれを修正して適用する。

前項の許可をうけた事項について適用される基準は、第三章に規定する基準を下つてはならない。

第三章 第二種寄宿舎安全衛生基準

第三十七條 第二種寄宿舎とは、事業に附屬し労働者を六箇月に満たない期間寄宿させる假設の寄宿舎をいう。

第三十八條 第二種寄宿舎を設置する場合には、次の各号の一に該当する場所を避けなければならない。

一 騒音又は振動の著しい場所

二 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所

三 濕潤な場所又は浸水のおそれある場所

第三十九條 寄宿舎の建築及び設備に關しては、次の各号の規定によらなければならない。

一 寢室の居住面積は一人について二・五平方メートル以上とし、一室の居住人員は五十人以下とすること

二 寢室は、床高三十五センチメートル以上とし、成るべく疊敷とすること

三 寢室の天井又は梁下端の高さはなるべく二・二メートル以上とすること

四 寢室には採光のため十分な面積を有する窓等を設けること

五 寢室の外窓には、雨戸又は硝子戸等を設けること

六 寢室には、防寒の爲適當な採暖設備を設けること

七 出入口は、避難を要する場合を考慮して二箇所以上に設けること

八 労働者の手廻品を整頓して置くための押入若しくは棚を設け又はこれに代る設備をなすこと
九 他に利用することのできる浴場のない場合には、適當な浴場を設けること

十 飲用及び洗淨のため清淨な水を備えること

十一 衛生上の共同の利益のため、排物、汚物及びふん便を處理するための適當な設備を設ける
こと

昭和二十三年三月廿五日 印刷

昭和二十三年三月廿一日 發行

東京都千代田區代官町一番地

編集兼
發行人 勞働省婦人少年局

東京都新宿區大京町廿八番地

印刷人 富 永 和 良

東京都新宿區大京町廿八番地

印刷所 株式會社菅原鐵道印刷社

東京都千代田區代官町一番地
(電話、第町河原下線)

勞働省婦人少年局

(總局本局) 一五五〇、一五五七、一六三二、一六五二